

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県太田市大原町78番地1

氏 名 株式会社群桐産業

代表取締役 濱屋博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 大澤 正明



許可の年月日 平成 28年 9月 13日

許可の有効期限 平成 33年 9月 12日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（焼却）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（焼却）①汚泥、②廃油、③廃プラスチック類（以上3種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（焼却）の設置場所

群馬県太田市藪塚町3201番1の一部及び3201番3

イ 中間処理施設（焼却）の設置年月日

平成 15年 2月 4日

中間処理施設（焼却）の許可年月日及び許可番号

平成 15年 2月 4日 群馬県第98-2号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 焼却

産業廃棄物の種類及び能力

汚泥 [35.4m³/24h]

廃油 [31.9m³/24h]

廃プラスチック類 [13t/24h]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県太田市藪塚町3201番1の一部及び3201番3

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 117m² 保管容量 139.6m³

朱印なきものは無効

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成 8年 9月 13日	新規許可
平成 13年 9月 13日	更新許可
平成 15年 3月 6日	変更許可
平成 18年 7月 31日	変更許可
平成 18年 9月 13日	更新許可
平成 23年 9月 13日	更新許可
平成 28年 9月 13日	更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

朱印なきものは無効